

西海市高齢者生活支援ハウス運営事業実施条例施行規則

平成17年4月1日

規則第89号

(趣旨)

第1条 この規則は、西海市高齢者生活支援ハウス運営事業実施条例（平成17年西海市条例第135号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 居住部門利用希望者は、高齢者生活支援ハウス利用申請書（様式第1号。以下「利用申請書」という。）により、市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の申込みを受けたときは、その必要性を検討した上で、利用の可否を決定するものとする。なお、その際には、必要に応じ地域ケア会議を活用することができるものとする。

3 市長は、利用申請書を審査し利用を決定したときは、高齢者生活支援ハウス利用決定通知書（様式第2号）により、また、利用を不相当と認めたときには、高齢者生活支援ハウス利用却下通知書（様式第3号）により申請者に対して通知するものとする。

4 利用者は、市長より利用の許可の通知を受けたときは、誓約書（様式第4号）を提出しその指示に従わなければならない。

(利用異動届)

第3条 利用者又は身元引受人は、前条第1項に規定する利用申請書の記載事項等に変更を生じたとき、又は利用する必要がなくなったときは、高齢者生活支援ハウス利用異動届（様式第5号）により市長に届けなければならない。

(利用料金)

第4条 条例第5条の利用料金は、次のとおりとする。

(1) 老人デイサービス事業の利用料金は、介護保険法（平成9年法律第123号）により認定を受けた者は介護保険法で定められた自己負担額、それ以外の利用者は西海市生きがい活動支援通所事業実施規則（平成17年西海市規則第92号）に基づき規定した額とする。

(2) 居住部門事業の利用料金は、別表に定める額とする。

- (3) 前項の利用者が月の中途中で入退所した場合の利用料金は、日割りにより算出する。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(利用料金の納入)

第5条 利用者は、利用料金を当該月の末日までに納入しなければならない。

(利用不適合者)

第6条 市長は、次に該当する者は、利用させないものとする。

- (1) 感染症を有し、他の利用者に感染させるおそれがある者
- (2) 他人に著しく迷惑を及ぼすおそれがある者
- (3) 疾病又は負傷のため入院治療の必要な者
- (4) その他市長が利用を不相当と認めた者

(利用の取消し等)

第7条 市長は、利用者のうち前条各号又は次の各号に該当するときは、利用を取り消すことができる。

- (1) 死亡又は市外に転出したとき。
- (2) 3箇月以上継続して利用しなかったとき。
- (3) その他利用を必要としなくなったとき、又は市長が利用の継続を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用を取り消したときは、登録を抹消し、速やかに利用者に高齢者生活支援ハウス利用取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(食事及び入浴)

第8条 利用者の食事は、自炊を原則とする。ただし、条例第6条の規定による管理運営受託者（以下「管理者」という。）は、必要に応じ食事サービスを行うことができる。

2 管理者は、利用者の入浴に関し、隔日以上の頻度で入浴受入れの準備を行うものとするが、個別の入浴介助は原則として行わないものとする。

(緊急時の対応)

第9条 管理者は、24時間、利用者の緊急時に対応できる職員体制の整備と関係機関との連携に努めなければならない。

(保健衛生)

第10条 管理者は、利用者に定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、その記録を保存し健康の保持及び疾病の予防に努めなければならない。

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 公衆道徳を重んじ管理者の指示に従うこと。
- (2) 火災、盗難の防止、秩序維持に努めること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼす物品を携行しないこと。
- (4) 建物、施設、備品等を滅失し又は損傷したときは、直ちに管理者に届け出る
こと。
- (5) 故意に前号の行為をしたと認められた場合は、これを原状に回復し又は管理
者の裁定する額を弁償すること。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の西彼町高齢者生活福祉センター運
営事業実施規則(平成13年西彼町規則第4号)、西海町高齢者生活福祉センター管
理規則(平成3年西海町規則第6号)、大島町高齢者生活支援ハウスの設置及び管
理に関する条例施行規則(平成16年大島町規則第5号)、崎戸町高齢者生活福祉セ
ンターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成4年崎戸町規則第2号)又は
大瀬戸町高齢者生活福祉センター運営事業条例施行規則(平成13年大瀬戸町規則
第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の
相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第4条関係）

西海市高齢者生活支援ハウス（居住部門）利用料金

1 収入基準による負担額（月額）

対 象 収 入 に よ る 階 層 区 分	利 用 者 負 担 額
A 1,200,000円以下	0円
B 1,200,001円～1,300,000円	4,000円
C 1,300,001円～1,400,000円	7,000円
D 1,400,001円～1,500,000円	10,000円
E 1,500,001円～1,600,000円	13,000円
F 1,600,001円～1,700,000円	16,000円
G 1,700,001円～1,800,000円	19,000円
H 1,800,001円～1,900,000円	22,000円
I 1,900,001円～2,000,000円	25,000円
J 2,000,001円～2,100,000円	30,000円
K 2,100,001円～2,200,000円	35,000円
L 2,200,001円～2,300,000円	40,000円
M 2,300,001円～2,400,000円	45,000円
N 2,400,001円以上	50,000円

(注) この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

2 高齢者生活支援ハウスの居住部門の利用に伴う光熱水費(居室及び共用部分)の実費については、利用者の負担とする。